

第 1 部

総 説

第1部 総説

第1章 本県の環境行政の動向と最近の環境問題

第1節 本県の環境行政の動向

(1) 「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「鳥取県環境基本計画」

本県の環境行政は、昭和46年に制定した鳥取県公害防止条例、昭和49年に制定した鳥取県自然環境保全条例を基本として推進され、産業公害の防止、自然環境保全のため一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、今日の環境問題は、地域環境の問題から地球規模の環境問題まで対象領域に飛躍的な広がりがみられるとともに、その多くが人々の日常生活や通常の経済社会活動と深く結びつき、不特定多数の者が原因者であるケースや原因者が同時に被害者であるケースが一般化するなど複雑な様相を呈している。

こうした中、鳥取県では、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき平成11年3月に「鳥取県環境基本計画」を策定した。この計画では、『循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築』を目指し、環境の保全と創造に関する施策の基本的方向、目標等を明らかにし、今後県が重点的に取り組んでいく必要のあるものを重点プロジェクトとしてとりまとめている。

(2) 鳥取県環境影響評価条例

平成11年6月に「環境影響評価法」が施行され、新たな手続き等が導入されたことに伴い、本県では「鳥取県環境影響評価条例」(平成11年6月施行)を制定した。現在、本県で行われる大規模な開発事業について、環境に与える環境を予測・評価し適切な環境配慮を行うため、これらの制度の適正な運用を図っている。

従来の制度との大きな違いは、次のとおりである。

- ① 環境影響評価の項目・手法等の選定にあたって、住民等から意見を求めながら選定するという仕組み(スコーピング)を導入し、早い段階から手続きを開始することとなった。
- ② 環境影響評価の対象項目が、環境基本法に対応して環境事象全般に拡大した。(典型7公害と貴重な自然環境の保全に限定していたものを、地球環境、廃棄物、生態系、身近な自然等を含む幅広いものまで拡大)
- ③ 評価にあたっては、「実行可能なよりよい技術」を取り入れること等により環境への負荷を出来る限り回避・低減する、という考え方を導入した。

また、これらの法や条例に基づく手続きを円滑に行うため、平成11年6月には、12名の専門家で構成する「鳥取県環境影響評価審査会」を設置するとともに、同年8月に環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適正に実施されるよう「鳥取県環境影響評価技術指針」を策定した。

(3) 鳥取県地球温暖化防止推進計画

人間の活動によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による地球温暖化が国際的に外交の場で議論されるようになったのは1980年代末からである。各国の交渉により1992(平成4)年、気候変動枠組み条約が採択された。

しかし、この条約における先進国の約束は努力目標に過ぎず、2000年以降の具体的取組についても定められていなかったため、新たな国際的約束を1997(平成9)年に取りまとめることとなった。

COP3(第3回締結国会議)が1997(平成9)年12月に京都で開催され、先進国の削減目標を定めた「京都議定書」が採択された。

我が国では、平成10年10月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立した。これは、国や地方公共団体、事業者、国民のそれぞれの役割を明らかにするとともに、自主的な計画の策定やその実施状況の公表など各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的としたものである。

これらを踏まえ、鳥取県では、温室効果ガスの総排出量の削減目標並びに県民、事業者及び行政の具体的な行動等を示した「鳥取県地球温暖化防止推進計画」を平成11年3月に策定し推進を図っている。

(4) 行政の率先行動の推進

県としては、自らが一つの事業所としての立場から、物品の購入や廃棄、庁舎管理等を始め、あらゆる事務の実施に伴う環境への負荷を低減するとともに、率先して環境に配慮した行動を示す必要がある。

このため、平成10年7月には、「当面の率先行動計画」として、すぐに取組が可能な省資源・省エネルギー等項目について行動を開始し、平成11年3月に環境に配慮した事務を行うための具体的な行動と目標値を設けた「環境にやさしい県庁率先行動計画」を定め、県の全機関をあげて推進している。

なお、この計画は平成10年10月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律」で策定を義務づけられた、地方公共団体の「温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画」として位置づけることとしている。

環境にやさしい県庁率先行動計画の数値目標（平成14年度）

グリーン購入の推進
ア 古紙配合率100%のコピー用紙の利用割合を100%とする。 (平成8年度: 50.6% 平成11年度: 87%)
イ 特殊なものを除き、外注印刷物の古紙配合率70%以上の再生紙の利用割合を100%とする。 (平成8年度: 30.2% 平成11年度: 86%)
ウ 用品指定品目中の環境配慮型商品(エコ商品)の割合を50%以上とする。 (平成10年度: 31.8% 平成11年度: 39.8%)
二酸化炭素排出量の削減
事務の実施や庁舎管理に伴い排出される二酸化炭素を、平成14年度予測発生量から5%以上削減する。 (平成11年度発生量: 27,094t 平成11年予測発生量に対して2%増)
廃棄物の減量化
事務の実施に伴い排出される可燃ごみについて、リサイクル等により現況の発生量から50%以上削減する。 (平成11年度 平成10年度の発生量から54%の削減)

(5) ISO14001認証取得に向けた取組

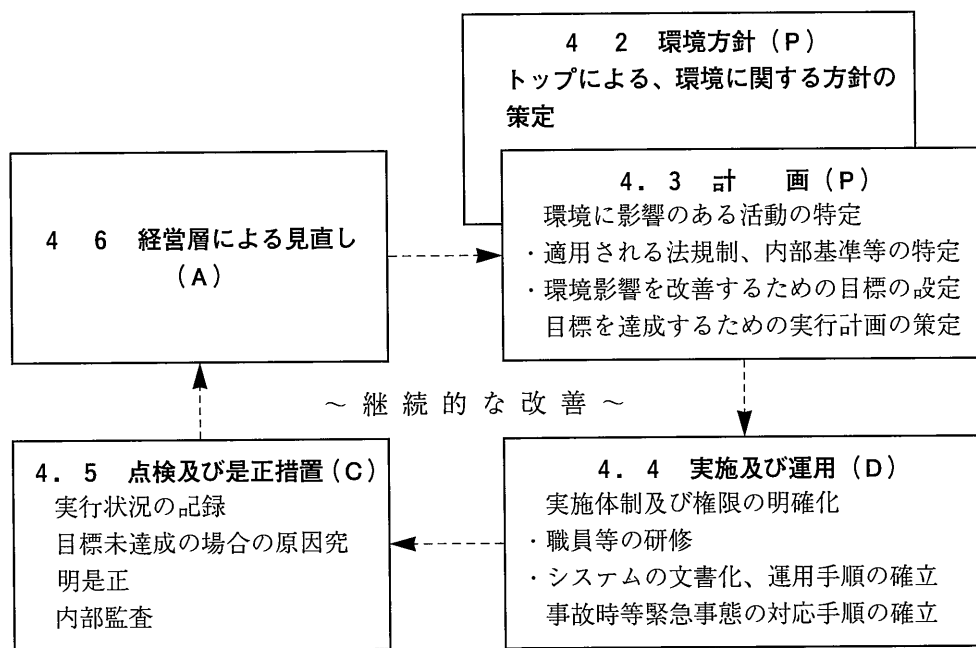
平成11年6月7日、知事が、環境関連施策の推進や、県の活動における環境影響を低減するため、県の本庁知事部局各課の事務 事業を対象として、平成12年度中のISO14001の認証取得をすることを宣言した。これに伴い、平成12年度中のISO14001認証取得を目指して準備を進めている。

「ISO14001」とは、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を行うための仕組み)を規定した国際規格である。「計画(P)―実施(D)―点検(C)―見直し(A)」のサイクルを繰り返すことによって、事業活動に伴う環境への負荷を継続的に改善していくものである。

ISOとは、世界共通の規格を策定している国際標準化機構(International Organization for Standardization)という組織の呼び名である。スイスに本部があり、世界約130カ国が加盟している。

県内企業におけるISO14001の認証取得状況は、平成12年3月末で18事業所となり、今後、認証を取得していく企業は大幅に増えていくことが予想される。

環境マネジメントシステムのイメージ図



(※番号はISO14001の要求事項の番号)

(6) 湖沼水質浄化対策の推進

中海は、鳥取県と島根県にまたがる全国第5位の広さを有する湖で、大山隠岐国立公園と隣接して優れた景観をつくり出すとともに、レクリエーション等の憩いの場や観光資源、魚介類の生息や渡り鳥の飛来などの場として、両県民に様々な恩恵をもたらすかけがえのない資産となっており、この湖の水質保全は地域住民すべての願いである。

このため、両県では、広域的な集水域における各種の汚濁要因に対して、平成元年度より2期に渡って「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、下水道の整備等の水質保全事業や、工場等各種汚濁源に対する規制の措置等を総合的かつ計画的に推進してきた。

第2期の計画に盛り込まれた施策については、おおむね計画どおりに実施され、汚濁負荷量の着実な減少とともに、水質の保全に寄与してきた。しかしながら、水質目標の達成には至らなかったことから、施策の効果が水質に反映されない原因については、今後調査検証をさらに充実していく必要がある。

このような状況から、引き続き中海の水質改善を図るため、平成12年2月に両県の長期計画等や環境基本計画等を基調にした、第3期の「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定した。

今後、関係機関、関係市町村、事業者及び住民等の理解と協力を得て、なお一層の浄化対策を総合的かつ計画的に推進する。

一方、湖山池においては、周辺における下水道の整備等各種浄化をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を推進するとともに、衛生研究所を中心に、湖山池の水質汚濁機構の解明のための調査を引き続き実施した。湖山池流域の工場・事業場に上乘せ排水条例を適用するため、平成11年10月には、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正した。

また、湖山池の水質浄化方策検討の基礎資料とするために、民間企業から浄化技術を広く募集し、湖山池周辺で公開試験を行った。

(7) 鳥取環境大学及び鳥取県衛生環境研究所の開設

「鳥取環境大学」は、「人と社会と自然との共生」という理念のもと、環境への負荷を最少化する新しい社会経済システムやライフスタイルの実現に向けて、多角的、総合的な視野のもとに、自らの力で実践的に取り組む人材の育成を目的とし、鳥取県と鳥取市が協力して設立する公設民営方式の大学である。

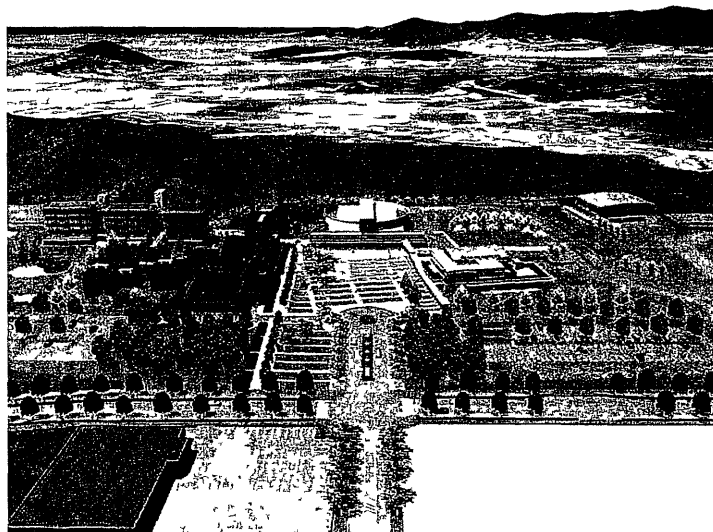
学科は環境政策学科(166名) 環境デザイン学科(79名)、情報システム学科(79名)の

3科で構成されており、収容定員は3年次編入学を含め1,308人を計画している。

平成11年9月に、学校法人寄附行為と大学設置の認可申請を行い、同年11月には、施設の建設に着手した。

また、延べ21回にわたり教育内容などについての専門委員会を開催しながら、検討を進めるとともに、シンポジウムや高校訪問等を実施して鳥取環境大学のPRを図った。

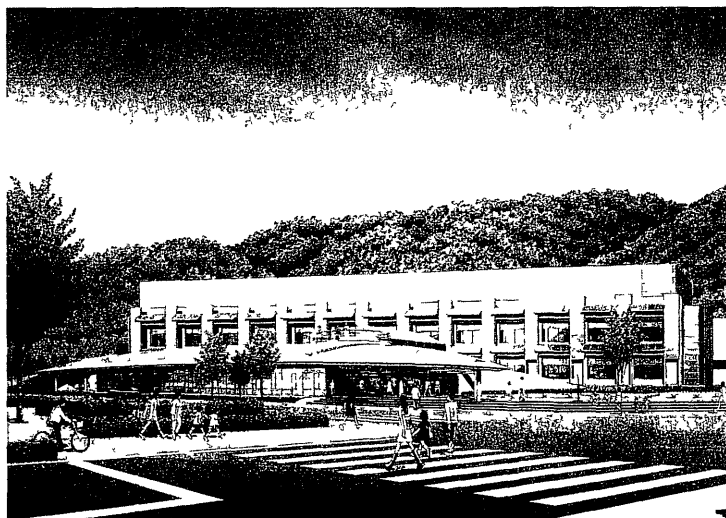
平成12年度においても、引き続き施設の建設工事や教育研究機器の整備などの準備を進め、平成13年4月の開学を予定している。



鳥取環境大学の俯瞰想像図

また、衛生 環境分野における科学的・技術的な中核機関として、多様化 複雑化している衛生 環境行政施策の円滑かつ迅速な遂行に資するため、老朽化 狭あい化が著しい現在の衛生研究所を移転新築し、「鳥取県衛生環境研究所」として平成14年度の開所を目標に整備を進めている。

この研究所には、新たな課題に対応するため、地球環境問題等の調査研究、情報解析・提供、並びに環境教育・学習機能を新設・強化することとしている。建物には、草屋根や県産材を利用した木製サッシなど環境に負荷をかけない材料を選択するとともに、太陽光発電、太陽熱を利用した給湯設備など地球環境へも配慮した設備を採用する計画である。さらに、県民に開かれた研究所を目指し、見学者コースを設置したり 環境教育や環境学習に利用できる図書室、会議室等を設けることとしている。



鳥取県衛生環境研究所の完成予想図

第2節 最近の環境問題への対応

1 化学物質対策の推進

(1) ダイオキシン類対策

廃棄物の焼却等によって発生するダイオキシン類による環境汚染が全国的に問題となっている。

このような状況の中、国では、平成11年3月に開催された「ダイオキシン対策関係閣僚会議」において、政府一体となってダイオキシン類の排出量を平成14年度までに平成9年に比べて「約9割削減」すること等を盛り込んだ「ダイオキシン対策推進基本指針」が決定された。さらに同年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布され、平成12年1月より施行された。この「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準（耐容1日摂取量、環境基準）とともに、排ガスや排水に係る規制、汚染土壌に係る措置等が定められた。

本県では、平成11年度にダイオキシン類濃度の実態調査を行った。その結果、大気、水質、土壌については、いずれの地点においても環境基準値（大気：0.6 pg TEQ/m³、水質：1 pg TEQ/l、土壌：1,000 pg TEQ/g）を大きく下回っていた。底質については環境基準の設定はされていないが、環境庁の平成10年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果の検出範囲内で、特に高い数値は認められなかった。

(2) 環境ホルモン対策

外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、野生生物の生殖異常等を指摘する報告がなされているが、人や野生生物への影響については、科学的に未解明な部分が多い。

環境庁では、平成10年5月に「外因性内分泌攪乱化学物質問題への対応方針について」（いわゆる環境ホルモン戦略SPEED'98）を策定し、内分泌攪乱作用の存在が疑われる約70種の化学物質について、基本的な考え方並びに実態調査、試験研究及び情報提供の推進等の具体的な対応方針を示した。

県では平成11年度、環境ホルモンとして疑われている24の物質について、3地点（検体）で独自の実態調査を行った。その結果、水質及び底質から、ビスフェノールAなど5物質が検出されたが、いずれも平成10年度の環境ホルモン緊急全国一斉調査（環境庁）の検出範囲内であり、特に高い数値は認められなかった。

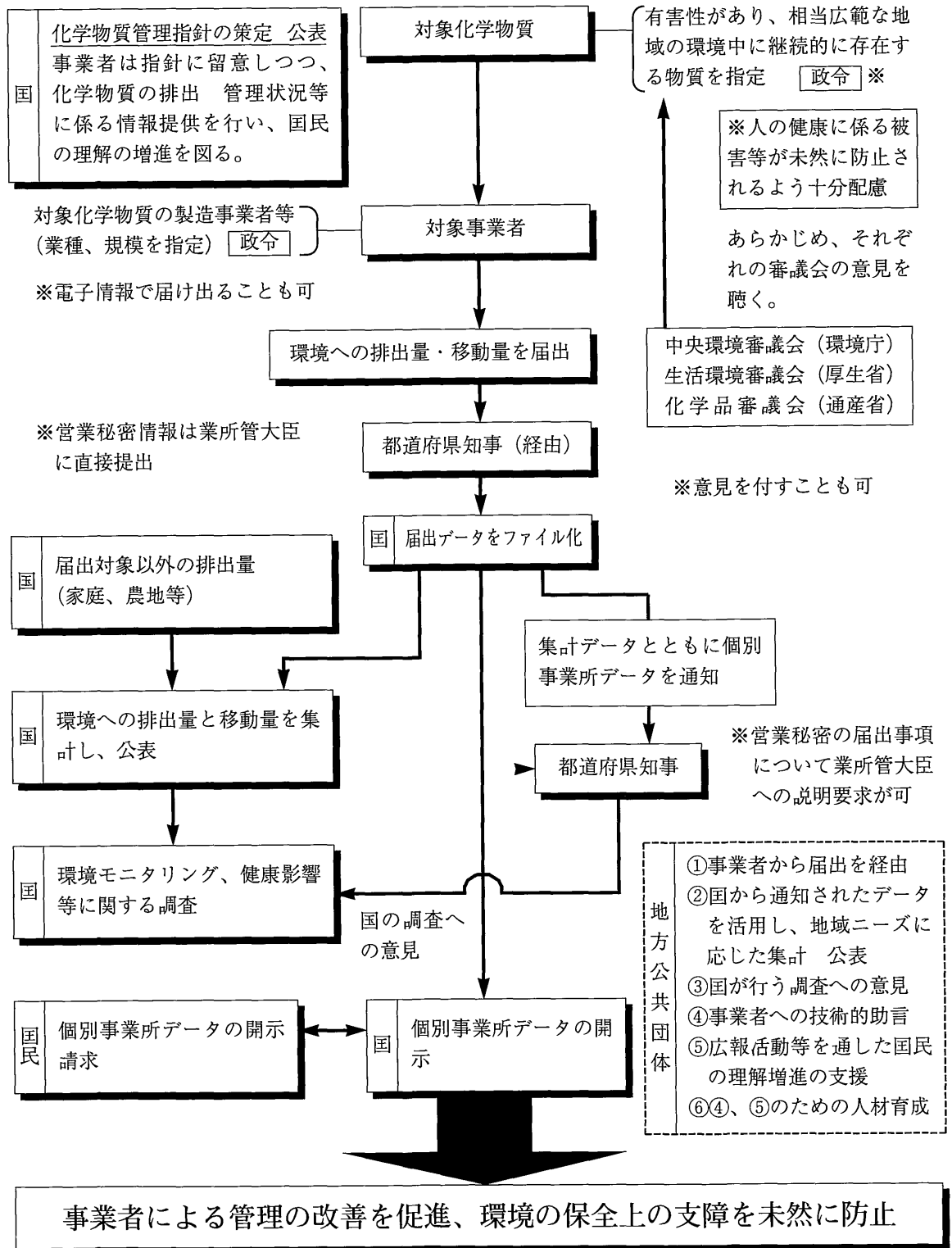
(3) PRTR（環境汚染化学物質排出移動登録）

従来の化学物質による環境問題への対策は、個別の物質に着目する方法、規制を厳格にしていく方法が取られてきた。しかし、化学物質が複数の経路を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがあること、多数の化学物質について科学的に確実な裏付けを持った維持すべき環境保全上の目標を定量的に設定するためには膨大な経費と時間を要することなどから、新しい枠組みとしてPRTR（環境汚染化学物質排出移動登録）への取組が国際的に進められている。

わが国では、PRTRとMSDS（化学物質安全性データシート）の制度化を主な内容とする「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（いわゆるPRTR法）が平成11年7月に制定、公布され、平成13年1月からMSDSが、また同年4月からPRTRが施行される。

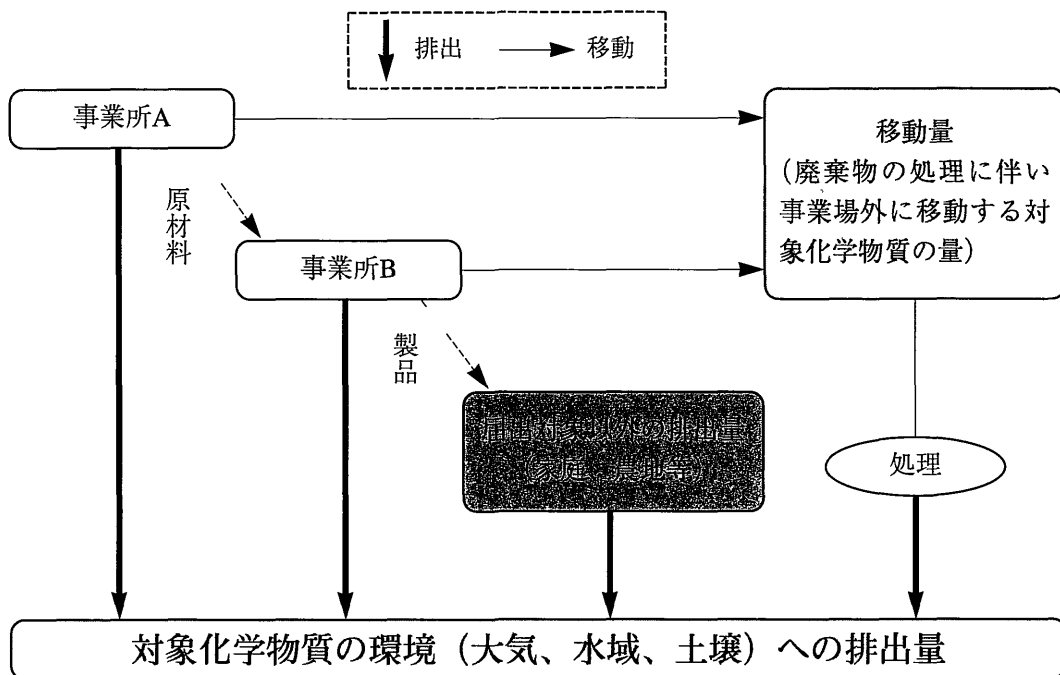
今後、県では、この法律の仕組みと対応について、事業者の説明していくこととしている。

化学物質の排出量の把握等の措置（P R T R）の実施手順

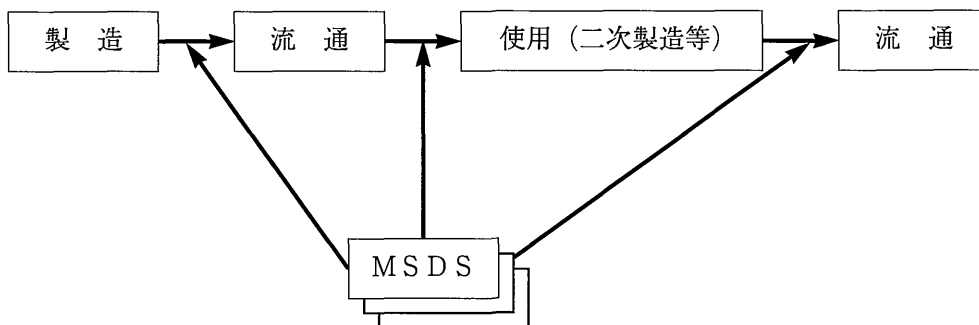


(注) P R T R・Pollutant Release and Transfer Register

○ PRTRによる排出量及び移動量の把握



○ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報提供 (MSDS) の交付の仕組み



(注) MSDS : Material Safety Data Sheet

(2) 循環型社会への取組

リサイクルに取り組む一方で大量に発生する廃棄物、住民の反対による新たな廃棄物処分場設置の困難化、後を絶たない不法投棄など環境を取り巻く状況は、依然厳しいものがある。

そのような中で、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた今の社会を、天然資源の消費が抑制され環境への負荷が低減される「循環型社会」に変えていくことが求められている。

国においては、「容器包装に係る分別収集及び再資源化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（平成7年6月制定）、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」（平成10年6月制定）が既に制定されているが、平成11年11月に「家畜排せつ物の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたほか、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」などの各種リサイクル関連法が公布され、本格的に循環型社会の構築に向けて動き出したところである。

本県においては、従来から消費者、生産者、行政で構成する「ごみ減量化 リサイクル推進協議会」を設け、様々な取組を行ってきたが、平成12年度からはより具体的に「4つのR」運動を展開することとしている。

一般廃棄物については、「ごみ処理の広域化計画」を平成10年3月に策定し、東・中 西部の各ブロックごとの「実施計画」の策定を推進するとともに、平成12年度からの容器包装リサイクル法の完全施行を踏まえ、分別収集体制の一層の推進を要請することとしている。

産業廃棄物については、改正された廃棄物処理法等に沿い、排出者・処理業者に対する指導を強化し、適正処理を推進するとともに、多量排出事業所に対する処理計画策定指導の強化等により、一層の減量化・資源化を推進することとしている。

また、平成12年3月に制定された「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例」に関連し、産業廃棄物指定施設の設置者に負担させるための税制上の措置を講ずることなどを検討することとしている。

なお、産業廃棄物処理施設を取り巻く状況は、全国的にもますます厳しくなっている。最終処分場は廃棄物の適正な処分を行うために不可欠な施設であり、県内の処分場はひっ迫していることから、今後住民の不安感を解消し、安心できる最終処分場を確保していく必要がある。今後、平成12年度には「鳥取県循環型社会推進本部」を設置し、全庁的に循環型社会づくりを推進していく体制を整えていく

「4つのR」運動

- リフューズ (refuse) …要らないものは断わり ごみを発生させない
 衝動買いをするなど余計なものは買わない。
- リデュース (reduce) …ごみにならないように工夫して減らすこと
 ・食べ残しをなくする。
 ・ものを有効利用し、ごみとしない。
- リユース (reuse) …ものを捨てないで生かして使うこと
 ・ビールやお酒はびん買い 空きびんは店に引き取ってもらう。
- リサイクル (recycle) もう一度資源として使うこと
 ・新聞・雑誌・段ボール類の古紙、アルミ・スチールの空き缶等を分別して、再び資源に回す。

第2章 平成11年度における環境の状況

第1節 生活環境の状況

1 大気環境

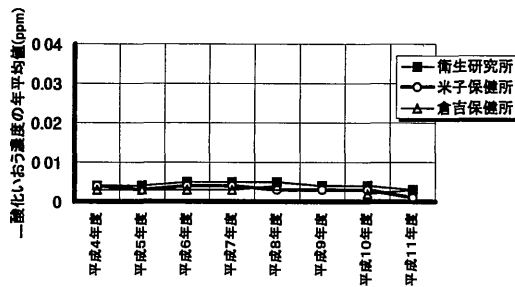
(1) 大気汚染

本県では、一般大気環境中について、衛生研究所（鳥取市）、倉吉保健所（倉吉市）、及び米子保健所（米子市）の3つの一般環境大気測定局で、環境基準の定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントの5項目について常時監視（連続測定）を行っている。

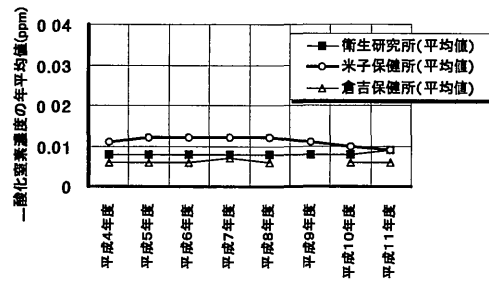
平成11年度の調査結果を見ると、光化学オキシダントを除く各測定項目について、各測定局とも環境基準値を大幅に下回っており、経年的に見ても横這いの状況である。光化学オキシダントについては、全地点で昼間の1時間値が一時的に環境基準0.06ppmを超える時間があったが、大気汚染防止法に定める緊急時の措置基準0.12ppmを超えることはなかった。

また、自動車排出ガスの影響を受ける沿道の状況について、鳥取市2ヶ所、米子市1ヶ所の自動車排出ガス測定局で、一酸化炭素と窒素酸化物（窒素酸化物は鳥取市1ヶ所のみ）の常時監視を行っているが平成11年度の調査結果を見ると、各地点の各測定項目とも環境基準を大幅に下回っていた。

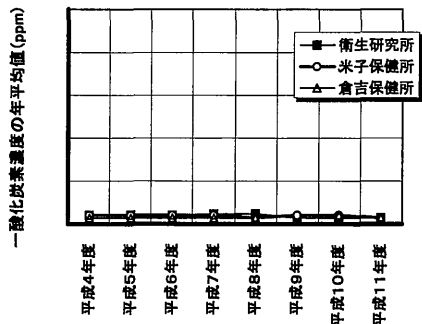
以上、本県の大気状況は全般的に良好と言える。



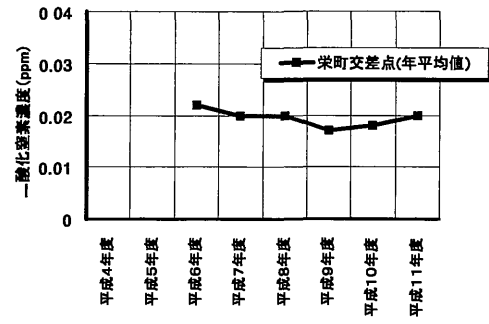
一酸化いおうの測定結果(一般環境大気測定局)



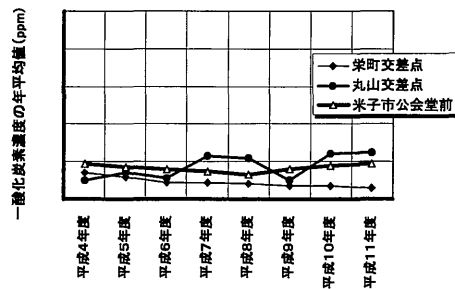
二酸化窒素の測定結果(一般環境大気測定局)



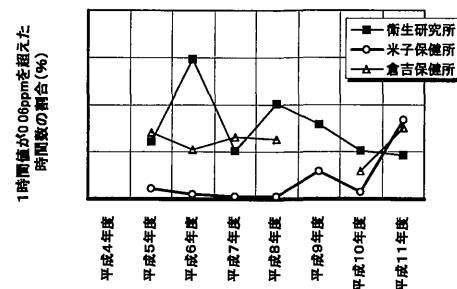
一酸化炭素の測定結果(一般環境大気測定局)



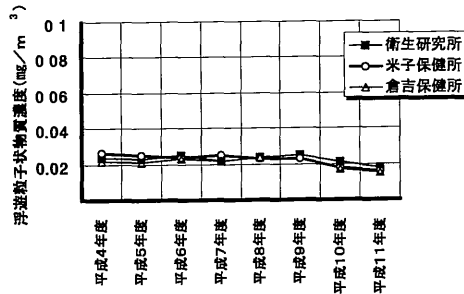
一酸化炭素の測定結果(自動車排出ガス測定局)



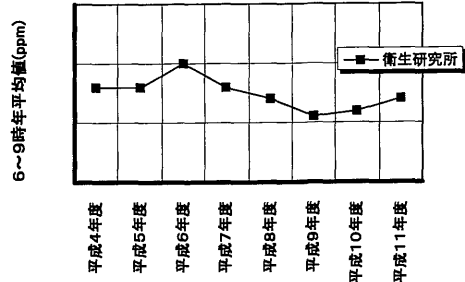
一酸化炭素の測定結果(自動車排出ガス測定局)



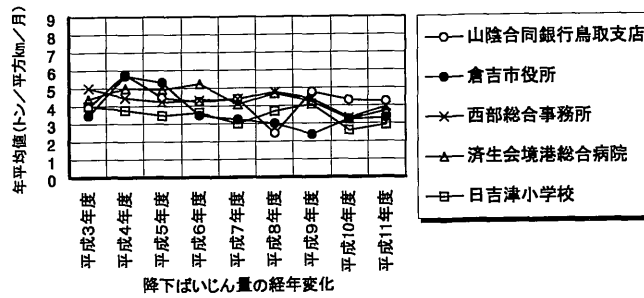
光化学オキシダント濃度の1時間値が0.06ppmを超えた時間の昼間の全測定時間に対する割合



浮遊粒子状物質の測定結果(一般環境大気測定局)



非メタン系炭化水素の測定結果(一般環境大気測定局)



降下ばいじん量の経年変化

(2) 騒音

騒音の環境基準は、騒音に係る環境基準が改正され(平成10年9月30日環告64号)、平成11年4月に施行されたことに伴い、測定・評価方法が変わり、これまでの「騒音の中央値(測定して得られた騒音レベル値を高い方から並べて中央に位置する値)を用いた評価」から「等価騒音レベル(測定して得られた、全体の騒音レベルの音圧エネルギーの平均値)を用いた評価」となった。

この環境基準は、一般地域及び道路に面する地域のそれぞれについての地域の類型・区分及び時間区分(昼間:6:00~22:00、夜間:22:00~翌日6:00の2区分)毎に基準値が全国一律に設定されており、地域類型 区分の指定は、都道府県知事が行うことになっている。本県では、鳥取市について指定を行っている。

平成11年度は、県内の騒音の状況を把握するため、交通環境影響調査と一般環境調査の2回の調査を等価騒音レベルを用いた方法で実施した。

交通環境影響調査では、県内4市の道路に面する地域10地点(各地点につき道路近傍及び後背地の2ヶ所)について実施した。結果は環境基準(鳥取市以外は相当値)達成率が、道路近傍で昼夜とも60%(10地点中6地点)、後背地(道路近傍から20~50m地点)で昼夜とも100%であった。

一般環境調査では、県内4市の一般地域12地点について実施した。結果は、環境基準(鳥取市以外は相当値)達成率が昼夜とも91.7%(12地点中11地点)であった。

道路近傍の環境基準達成率が低くなっているが、道路に面する地域のうちでも道路近傍からある程度離れた場所や、一般地域の環境基準達成率は高かった。

(3) 振動

騒音調査とあわせて道路交通振動の調査を行ったが、いずれの地点においても振動規制法の限度を超える地点はなかった。

(4) 悪臭

平成11年度公害苦情のうち、悪臭苦情は27件(前年20件)となっている。悪臭苦情の発生源別内訳は、製造業8件、農業4件、家庭生活5件、その他10件となっている。

2 水環境

公共用水域における平成11年度の環境基準達成状況（BOD又はCOD）は、三大河川（千代川、天神川、日野川）で92.9%（平成10年100%）湖沼（湖山池、東郷池、中海）で91%（平成10年0%）、海域は81.3%（平成10年87.5%）となっている。

三大河川では、千代川の1地点（稲常）が基準を達成していなかった。

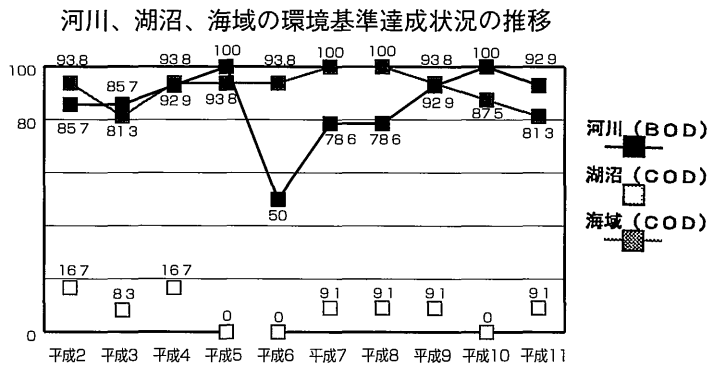
二級河川8河川（蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）の水質は平成10年度とほぼ同程度である。

都市河川（旧袋川、玉川、旧加茂川）のうち、玉川は改善の方向にあるが、全体として汚濁している。

湖沼は、中海の境水道中央部のみ基準に適合していた。またいずれの湖沼も富栄養化が進行した状態となっている。

海域は美保湾の境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2kmの地点で、また日本海沿岸の福部村湯山地先1km、鳥取市堀越地先1kmの地点で基準を満たしていなかった。

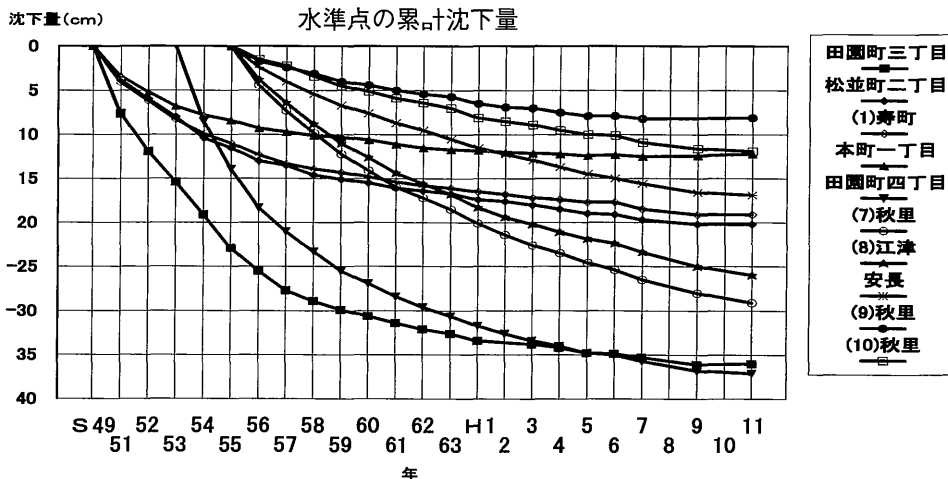
地下水は37地点で調査を行ったが、いずれも有害物質に係る環境基準を満たしている。



出典 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」 県環境政策課

3 土壌・地盤環境

地盤沈下は、鳥取市北部に見られるが、近年の沈下量は鈍化又は横這いの傾向にある。有害化学物質については、岩美町の岩美鉱山の影響により、小田川流域の農地で高い濃度のカドミウムと銅が検出された事例があるが、鉱害防除特別土地改良事業等の実施により継続実施している農作物調査では、現在、食品衛生法、食糧庁長官通達に示す基準を上回るものはない

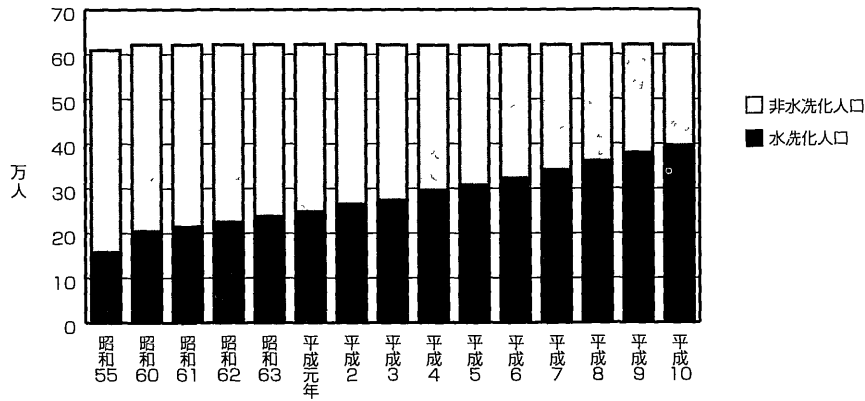


4 廃棄物

(1) し尿

県内総人口に占める水洗化人口は年々増加し、平成10年度では全体の約64%（平成9年度61%）に達している。また、平成10年度の水洗化人口のうち、公共下水道は49%（平成9年度43%）、浄化槽は48%（平成9年度56%）、コミュニティプラントは約3%（平成9年度1%）となっている。し尿処理施設は県内に6カ所稼働しており、平成10年度の年間処理実績は約21万kl（平成9年度21万kl）であった。

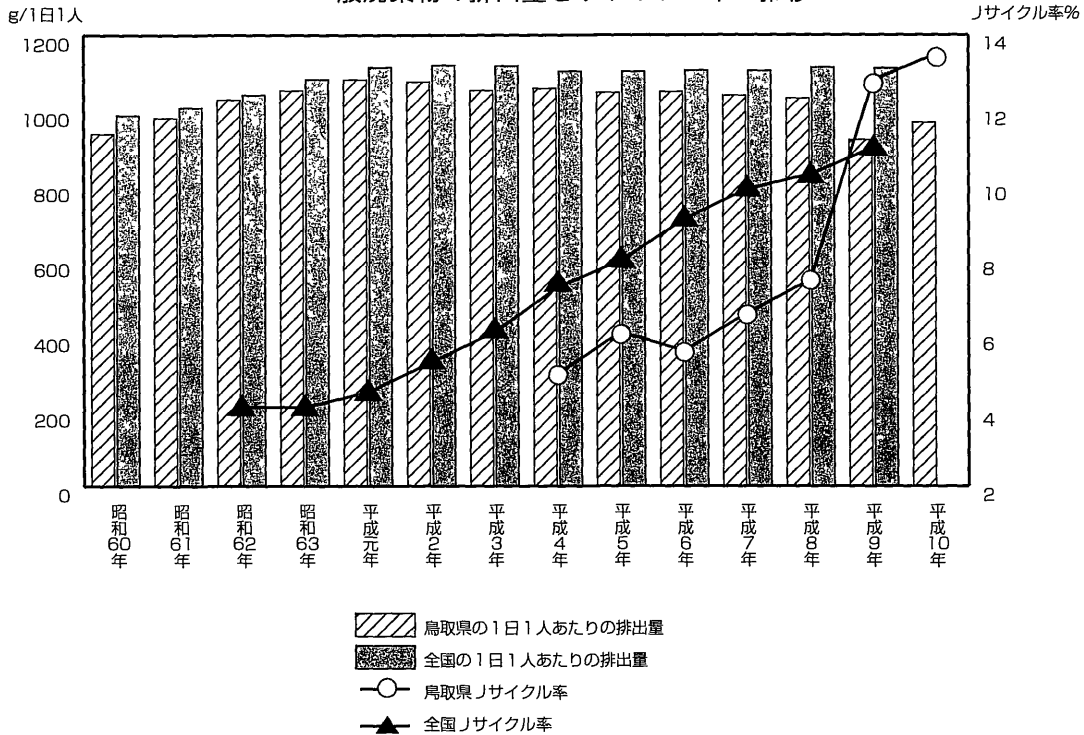
水洗化人口の推移



(県廃棄物 再資源対策課資料)

(2) 一般廃棄物

一般廃棄物の排出量とリサイクル率の推移

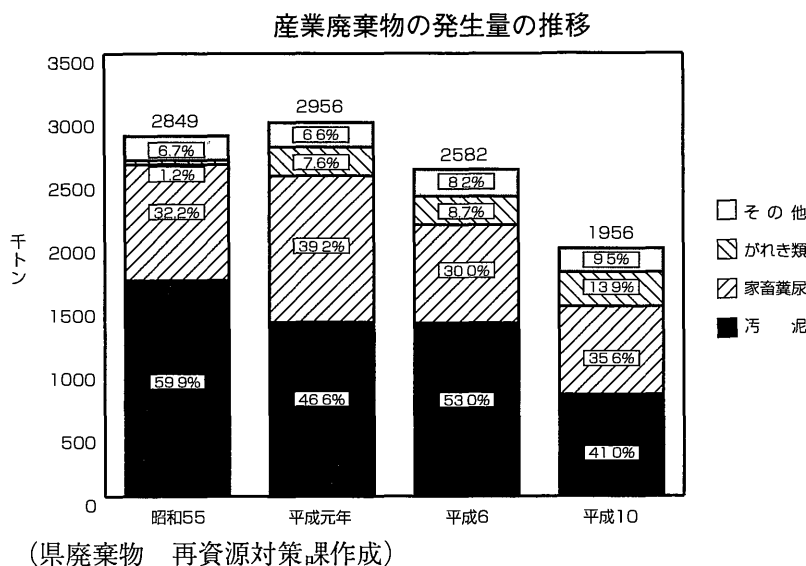


(厚生省・鳥取県のデータより作成)

平成10年度のゴミ排出量は約21.5万トン(平成9年度約20.9万トン)で、平成元年をピークに少ずつ減少傾向であったものが、やや増加している。このうち、収集ゴミの内訳は、可燃ゴミが約83%(平成9年度約84%)、不燃ゴミが約5%(平成9年度5%)、粗大ゴミが約2%(平成9年度約2%)となっている。また、こうしたゴミの年間の最終処分量は約3.5万トン(平成9年度3.5万トン)で、年間ゴミ排出量の約16%(平成9年度約17%)に当たる。平成10年度末の一般廃棄物最終処分場の残余容量は約79万 m^3 となっている。

(3) 産業廃棄物

平成10年度の産業廃棄物発生量は195万6千トン、平成17年には平成10年の1.06倍の208万1千トンが見込まれている。平成10年の発生量のうち41%が汚泥、36%が家畜糞尿、がれき類が約14%となっている。農業を除く産業廃棄物の発生量は125万7千トン、中間処理等を通じて最終的に処分された量は6万トン(全体の約5%)となっている。こうした廃棄物の県外への流出量は約5万8千トン、流入は3万トンと流出超過となっている。一方、県内の平成10年度末の委託処理可能な最終処分場については、管理型最終処分場はなく、安定型最終処分場も7か所、残余容量約25万m³と少ないことから早急に処理施設を確保していくことが必要となっている。



5 環境汚染化学物質

近年、広範囲な分野で利用・生成される化学物質が大気や水、土壌へ排出又は廃棄されることに伴い環境汚染をもたらし、生物、生態系に与える影響が懸念されている。

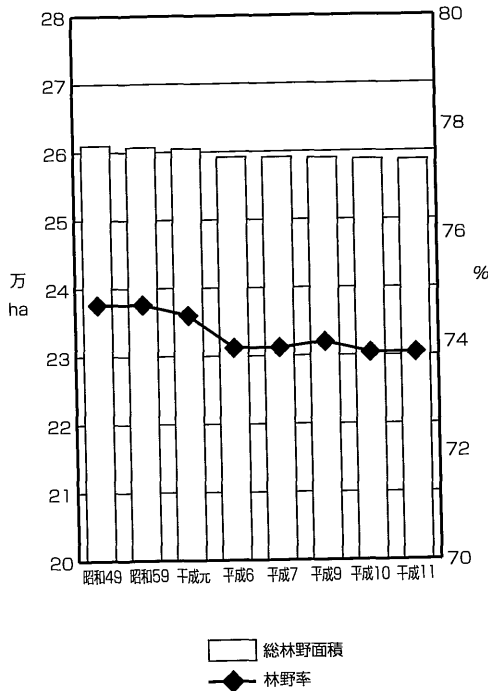
特に、ダイオキシン類については、県が平成11年度に実施した一般環境中の測定結果では、大気、水質、土壌については、いずれの地点においても環境基準値(大気: 0.6 pg-TEQ/m³、水質: 1 pg-TEQ/l、土壌: 1,000 pg-TEQ/g)を大きく下回っていた。底質については環境基準の設定はされていないが、環境庁の平成10年度ダイオキシン類緊急全国一斉調査結果の検出範囲内で、特に高い数値は認められなかった。

第2節 自然環境の状況

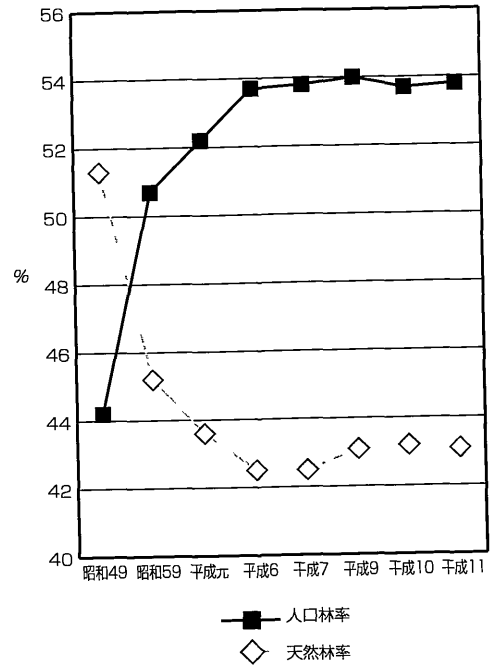
1 森林

森林は、木材など森林資源の生産の場であるとともに、野生動植物の貴重な生息地となっている。その他にも、森林は、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化など環境の保全に重要な役割を果たしている。また、こうした森林は県民に心の安らぎを与える空間として、その役割が再認識されている。本県の森林の総面積は平成11年で25万8,688ha、(平成10年25万8,813ha)、県土に占める割合は約73.8%(平成10年約73.8%)となっており、ほぼ横這いの水準で推移しているが、わずかに減少していく傾向にある。森林全体に占める民有林は87.4%(平成10年87.3%)、国有林が12.6%(平成10年12.7%)の割合となっており、民有林のうち人工林の割合は53.8%(平成10年53.7%)、天然林は43.1%(平成10年43.2%)となっている。また、国有林、民有林を合わせて13万5,785ha、本県の森林の約52%が保安林に指定され、それぞれの目的に応じた重要な役割を果たしている一方、間伐等森林の管理がますます重要となっている。

森林面積と林野率の推移



天然林と人工林の状況



出典 「鳥取県林業統計」

2 農地

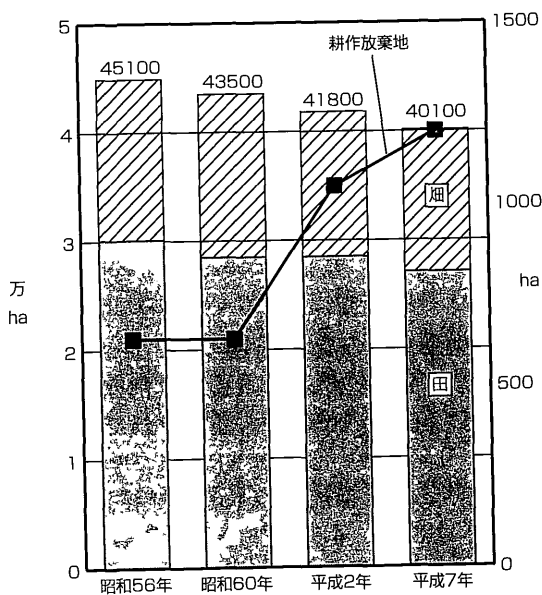
農地は食糧生産の場であるとともに、貯水機能による災害防止等の役割を果たしている。また、昆虫、魚など周辺の小動物の生息空間を確保するなど、環境保全にも重要な役割を果たしている。

さらに、農村の田園風景は、四季の変化に応じた豊かな県土の景観を形成し、県民のふるさとの風景として、生活に安らぎと潤いを与えている。

また、農村には屋敷林や古木、鎮守の森など貴重な遺産が保全されており、本県の特徴ある地域的、歴史的な文化をとどめている。

本県の農地面積は、平成7年には、田畑合わせて4万1000ha、県土面積の約12%を占めているが、都市化の進展等により、宅地や道路等に転用され、次第に減少している。また、農山村地域における過疎化・高齢化の進展による農業従事者の減少等により耕作放棄地が次第に増加している。

耕地面積、耕作放棄地面積の推移



出典 「耕地面積調査」、「農業センサス」農林水産省

この他、鳥取県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として平成10年度までに、12地域を指定している。なお、県では、「鳥取県のすぐれた自然」を作成して、その普及啓発を図っているほか、これを参考として、県自然環境保全地域等の追加指定を進めている。さらに、県内の巨樹巨木調査を実施するとともに、鳥取県景観形成条例に基づいて、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として、「大山景観形成地域」及び「沿道海浜景観形成地域」を指定している。また、本県には、貴重な史跡や文化財が多数あり これらを指定文化財として保護している。

「鳥取県のすぐれた自然」掲載内容

地形・地質編		植 物 編		動 物 編	
火山とその山地	6地域	社 叢	46地域	ほ 乳 類	5種
非火山山地	26地域	森 林	29地域	鳥 類	29種
河川・峡谷・滝・段丘・湖沼・湿原	33地域	(大 山)	13地域	爬 虫 類	2種
海岸・砂丘	14地域	低木材・草原	11地域	両 生 類	7種
地 質	25地域	湿原 湿地林	11地域	淡 水 魚 類	3種
化 石	7地域	貴重植物群生地	10地域	昆 虫 類	46種
岩石・鉱物・鉱床	7地域			ク モ 形 類	29種
温泉・湧水	7地域			陸 産 貝 類	12種
				重要生息地域	20地域

出典 「鳥取県のすぐれた自然」

5 野生動植物

本県の植生は、低地ではシイやカシなどの常緑広葉樹林帯となっているが、今では、開発の進行により自然植生は限られたものとなり、社叢等に昔ながらの植生を見ることが出来る。山間部の標高の高い地域に行くにつれて植生は落葉広葉樹林帯となり、大山中腹や県境付近の奥山にはブナやミズナラなどの自然林が広がっている。しかし、スギやヒノキなどの人工造林の進展により、こうした自然林は少なくなりつつある。この他、本県にはハマヒサカキの北限群落や、ハマナスの自生南限群落、カキツバタやオオミズゴケなどの植物が生育する湿原など貴重かつ多様な植生がみられる。

動物は、鳥類では我が国に生息する野鳥の約半数にあたる約270種が確認されている。この中には、イヌワシやクマタカなど絶滅危惧I種（環境庁レッドリスト）に指定されている希少な種も生息している。ほ乳類では、県東部の山域にツキノワグマや珍獣として知られるヤマネも生息している。この他、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどをはじめとする多様なほ乳類が生息している。また、県西部を中心とした溪流には学術的にも貴重なオオサンショウウオが生息している。

鳥獣保護区の指定状況

(平成12年3月末現在)

区 分	県 設		国 設		合 計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	12	17,142	1	6,014	13	23,156
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,462	4	10,680
特定鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
愛護地区の保護区	3	24	—	—	3	24
合 計	19	19,686	2	14,476	21	34,162

(県森林保全課資料)

(注) 国設の集団渡来地保護区(中海)には鳥根県分の面積も含む。

本県では、このような貴重な野生鳥獣を保護するために鳥獣保護区を設定しており、これら保護区は平成11年度末で国設、県設を合わせて21カ所、34,162haが設定されている。

第3節 快適環境の状況

1 自然とのふれあい

本県の自然は、県民のみならず多くの人々の貴重な自然とのふれあいの場となっている。本県の自然公園には、森林浴や海水浴、スキーなど多様な利用がなされており、数多くの人々が訪れ、県内10カ所の温泉地は、県内外の多くの人々に利用されている。

また、より多くの人々が自然とふれあう場として、中国自然歩道やオートキャンプ場などの整備が進められている。

この他、大山、氷ノ山及び山陰海岸などでは、自然観察会の開催や自然観察指導員の養成が行われているほか、こうした自然を保護するためのクリーン運動には多くの県民が参加している。

2 都市の快適環境

本県の都市公園は、総合公園、運動公園、街区公園、緑地など254カ所が設置され、平成11年度の総面積は536.7haとなっている。県民一人当たりの都市公園の面積は11.2m²で、全国平均の7.9m²よりも広がっている。

また、海辺や河川、湖沼など水辺とのふれあいは、スポーツやレクリエーションの場としてのニーズが高まっている。

道路緑化率 単位 . km、%

種 別	実延長	緑化率延長	緑化率
国道(県管理)	303.2	40.2	13.3
県 道	1,647.8	144.2	8.8
合 計	1,951.0	184.4	9.5

出典 道路施設現況調査(平成12年4月1日現在)

電線地中化整備状況 単位 . km

年 度	地中化延長
昭和61～平成2	2.05
平成3～平成6	15.77
平成7	3.88
平成8	3.65
平成9	3.94
平成10	4.82
平成11	2.61
合 計	36.72

(県道路課作成)

鳥取県における都市公園の整備状況 単位 ha

区 分	箇所数	面 積
街 区 公 園	194	44.3
近 隣 公 園	17	26.3
地 区 公 園	5	36.8
総 合 公 園	7	146.0
運 動 公 園	4	53.5
広 域 公 園	2	104.4
風 致 公 園	1	4.6
歴 史 公 園	2	11.8
墓 園	3	21.7
都 市 緑 地	16	58.0
都 市 林	1	28.7
広 場 公 園	2	0.6
都市公園合計	254	536.7
一人当たり面積	鳥取県	11.2 m ²
	全 国	7.9 m ²

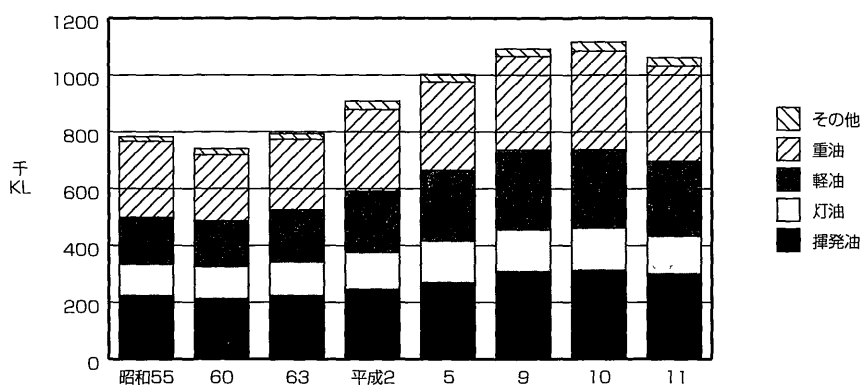
(県都市計画課作成 (平成12年3月末現在))

第4節 資源利用の状況

1 石油製品の消費

本県の石油製品の消費量は、平成11年度は106万1,239klとなっている。これは平成2年当時と比べて11.7%の増加である。このうち揮発油は平成2年当時と比べて22.3%増で全体消費量の28.2%を占めている。次いで軽油の消費量は全体の24.8%を占め、22.4%の増となっている。灯油は2.1%の増加で、全体の12.7%を占めている。

石油製品消費量の推移

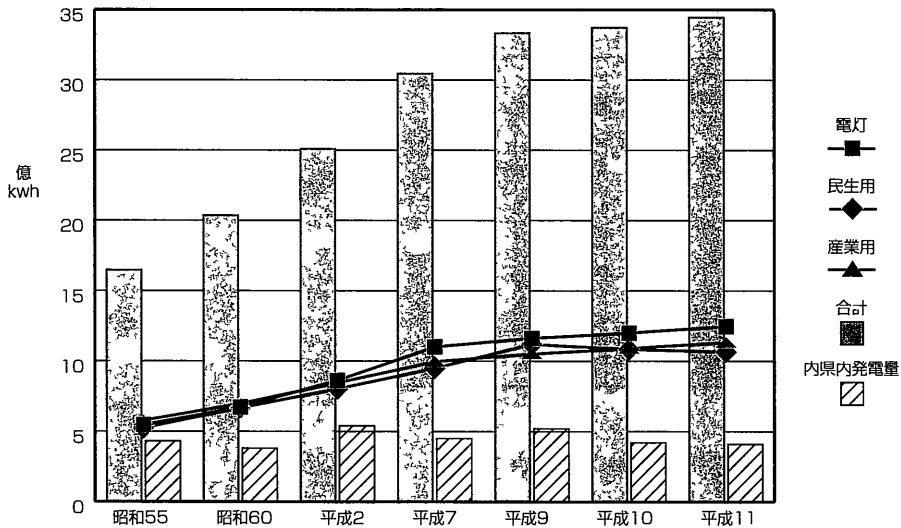


(「エネルギー生産 需給統計年報」通産省大臣官房調査統計部より作成)

2 電力消費

電力需要は、平成11年度で34.5億kwhとなっている。平成2年度当時と比べて37.3%の増となっており、引き続き増加する傾向にある。電力需要のうち電灯需要の占める割合が最も大きく、全消費量の36.2%、次いで民生用が32.9%、産業用が30.9%を占めている。また、電力需要に対する本県での発電量は11.9%で、その他は他県からの供給に依存している。

電力消費の推移



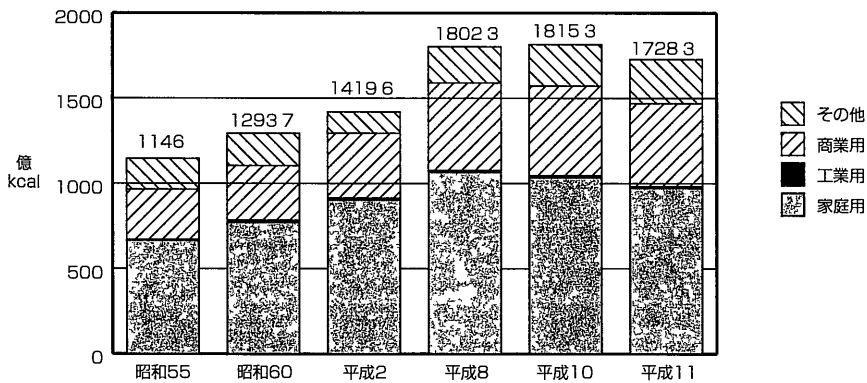
(「鳥取県統計月報」より作成)

3 ガスの使用

本県におけるガスの販売量は、平成11年度で、都市ガスは1,728.3億キロカロリー(723百万メガジュール)、プロパンガスは57,486トンとなっており、平成2年当時と比べると、それぞれ21.7%増、18.9%増となっている。このうち、家庭用の販売量が最も多く、都市ガスでは56.4%、プロパンガスでは81.0%を占めている。

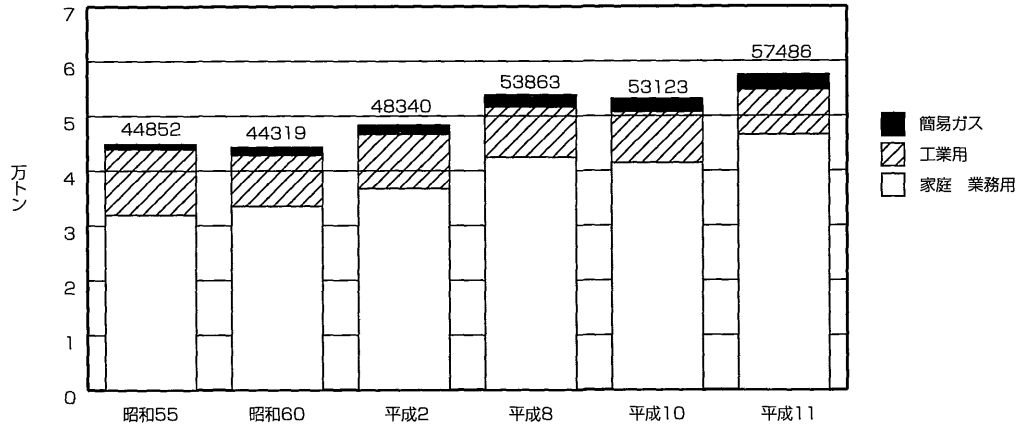
なお、平成11年4月から10月にかけて、鳥取市を拠点とするガス供給事業者により都市ガスを供給している鳥取市と国府町の一部を天然ガスに転換している。

鳥取県における都市ガス販売量の推移



(「鳥取県統計月報」から作成)

鳥取県におけるプロパンガス販売量の推移

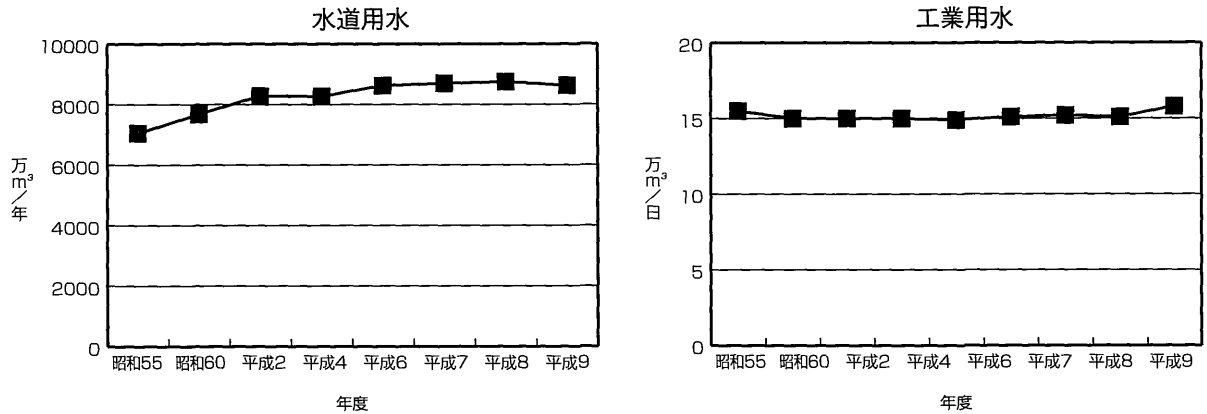


出典 (社)鳥取県エルピーガス協会「保険加入総括表」

4 水の使用

水需要量は、水道水及び工業用水ともほぼ横這いの水準となっている。

鳥取県内における水需要量の推移



第5節 地球環境の状況

地球環境問題とは、地球温暖化、成層圏のオゾン層破壊、酸性雨問題等がこれに該当し、その影響が一国一地域にとどまらず、解決には、国の枠を越えた広域的な取組が必要な問題のことをいう。

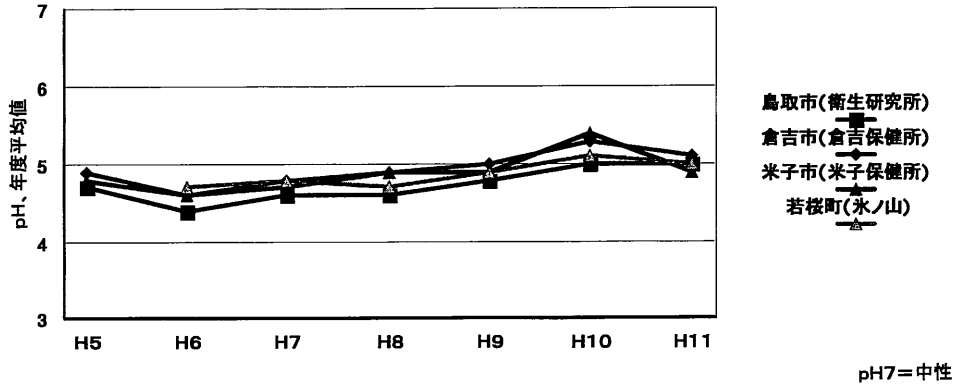
そのうち、「地球温暖化問題」は、社会や産業の発展とともに化石燃料を中心とするエネルギー使用量が増加し、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの大気中濃度の増加に伴って生じる問題であり、その影響が懸念されている。平成9年12月の「地球温暖化防止京都会議」では、温室効果ガスの排出削減目標が決定され、これを受け、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、国をはじめとした行政、事業者、国民すべてに対して具体的な取組が求められることとなった。

本県では、「とっとりアジェンダ21」を策定し、かけがえのない地球の環境を考えながら、将来の世代もふるさとの環境の恵みを受けられるように、県民に各分野で取り組んでもらうための行動を示した。

特に地球温暖化問題については、県民・事業者・行政がその重要性を認識し、一体となって温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を進めるために、平成11年3月に「鳥取県地球温暖化防止推進計画」を策定した。

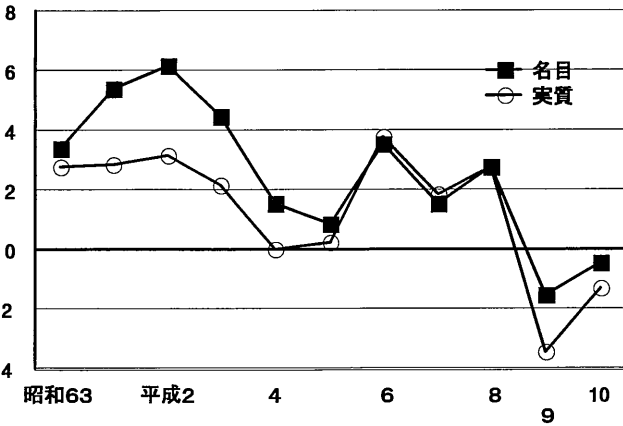
酸性雨については、引き続き県下4地点での降水の酸性度や成分の調査を実施し、また1地点で降水以外のものも含めた降下物・ガス状物質についてもその酸性度や成分調査を開始している。降水の酸性度の結果は下図のとおりである。

雨の酸性度調査結果



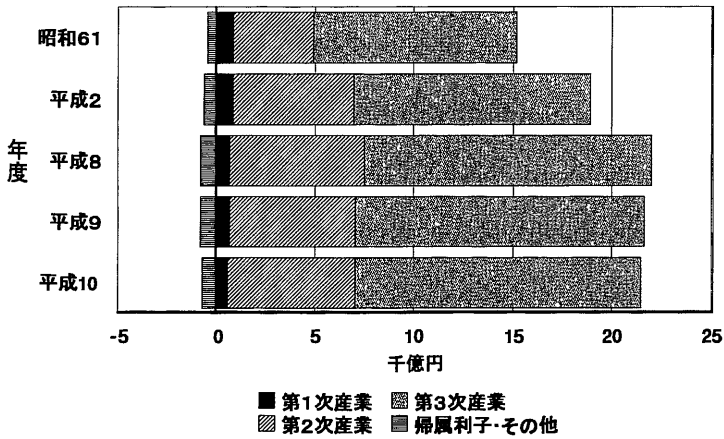
第6節 社会経済 交通の状況等

鳥取県の県内総生産と成長率の推移



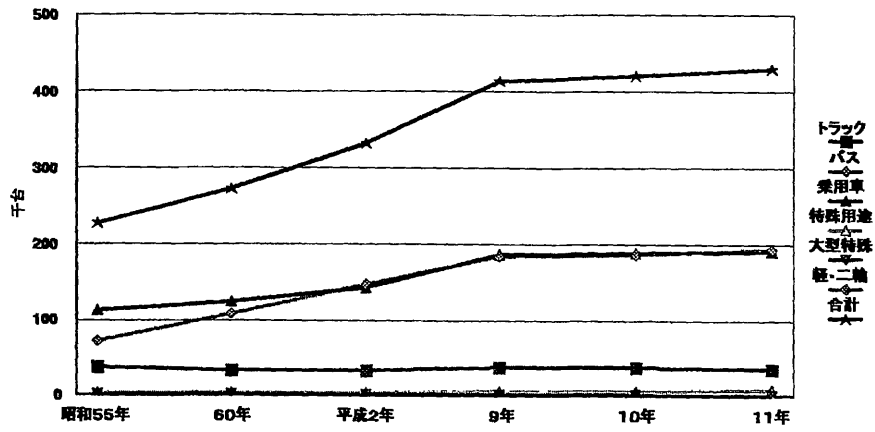
出典 「平成10年度県民経済計算報告書」

県内総生産の産業別の推移



出典 「平成10年度県民経済計算報告書」

鳥取県における自動車保有台数の推移



(鳥取県自動車数調 (鳥取陸運支局) より作成)